

## 電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストにおいて電子証券取引とは、顧客が、電子機器(コンピュータ、携帯情報端末等)によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して有価証券の売買その他の取引を行うものをいう。

検査官は、本チェックリスト及び「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」により、電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に凝らし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、法令等違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、投資者の保護等の観点から問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資するとともに、監督部局による効果的なモニタリングに資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が電子証券取引に係る法令等遵守態勢を評価する際の項目であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたものではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、法令等遵守その他投資者の保護等の観点から問題のある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用にあたっては、特に電子証券取引の発展を阻害することのないように証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

また、法令等違反行為が認められると思慮される場合には、その原因・背景等を把握し、証券会社の法令等遵守態勢にどのような問題点があるか検討を行う必要がある。

### 【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模や特性、業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
．電子証券取引に係る取組方針等	1．会社における電子証券取引に係る取組方針	<p>会社としての電子証券取引に係る取組方針が明確になっているか。</p> <p>取組方針は、自社の経営計画に沿ったものとなっているか。</p> <p>取組方針は、提供するサービス内容が電子証券取引の機械環境（システムの規模）を勘案したものとなっているか。</p> <p>取組方針において、電子証券取引の有する特性等を勘案した内部管理及び法令等遵守が必要なことが認識されているか。</p>	
	2．代表取締役等の電子証券取引に対する認識	<p>代表取締役等は、電子証券取引の特性等を理解した上で、電子証券取引に取り組む場合において対処することが必要な事項について十分認識しているか。</p>	
	3．管理者の理解及び認識	<p>電子証券取引を担当する管理者は、電子証券取引の特性等を理解した上で、その特性等に応じた管理等の必要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。また、そのために必要な規程を改善するなど、適切な方策を講じているか。</p> <p>また、システム障害等が発生した場合のバックアップ体制や対応策を講じているか。</p>	
．内部管理体制の整備及び法令等遵守のための体制の取組状況	1．電子証券取引に係る内部管理体制の整備・確立状況	<p>(1) 社内規程の整備状況等</p> <p>電子証券取引における非対面性及び非書面性等の特性に留意した内容の社内規程となっているか。</p> <p>役職員、特に、電子証券取引の事務に携わる者に社内規程の内容を周知徹底しているか。</p> <p>システム障害等が発生した場合の対応策に関する社内規程・マニュアルが整備されているか。</p> <p>(2) 社内管理体制の整備状況</p> <p>電子証券取引業務の運営において、電子証券取引に精通した者及び内部管理責任者等のコンプライアンス担当者が適切に配置されているか。</p> <p>システム障害等が発生した場合に、迅速かつ的確な対応が可能となる体制を構築しているか。</p> <p>苦情等の顧客の申出事項の記録簿を整備しているか。また、こうした申出の内容について、システム上の問題により、顧客の取引に重大な影響を与えるものが含まれていないかの検討を行っているか。</p> <p>電子証券取引に関して重大な影響を与える情報を、迅速かつ正確に顧客に連絡できる体制となっているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(3) 役職員に対する研修体制            役職員に電子証券取引に関する特有の事務、システム、トラブル及び法令等についての研修等を行う体制となっているか。            業務精通者(管理部門を含む)の養成のための研修体系等を確立しているか。            電子証券取引業務に係わるコールセンターの職員に対して、法令等や電子証券取引に関する知識の習得や研鑽のための研修等を実施しているか。</p>	
	2．取引の開始及び受託の状況	<p>口座開設の審査基準が適切か。また、審査は適切に行われているか。            非対面取引であることを留意した上で、顧客の本人確認が適切に行うことのできる体制となっているか。本人確認書類の徴求等は適切に行われているか。            顧客カード等の整備により、顧客の職業、投資経験、知識、資産状況等の顧客の属性を適切に把握しているか。顧客属性に関する必要な情報を十分把握しないまま口座開設を認めていることはないか。            取引の開始に当たって、法令諸規則上求められている書面・説明書の交付、確認書の徴求は適切に行われているか。            取引の安全性の確保の観点から、取引にあたっての本人の確認は適正に行われているか。例えば、顧客の暗証番号を登録し、暗証番号が入力されない限り発注されないシステムとなっているか。            個人顧客等との取引においては、顧客が発注する際に誤入力の有無を容易に再確認できるようなシステムとしているか。例えば、顧客が「確認画面」を操作しない限り、注文が発注されないシステムとなっているか。            顧客属性及び取扱商品の性格に応じて、取引の頻度や取引高が過度にわたらないためのチェックシステムは構築されているか。例えば、取引金額、売買株数、売買頻度等について一日の取引上限が設けられ、これを超過した場合、ロックがかかる等のシステムになっているか。</p>	
	3．顧客管理及び取引管理体制	<p>電子証券取引と電話等による情報提供や対面取引が併用されている場合には、通常の対面取引の顧客管理システムを併せて採用しているか。            インサイダー取引の未然防止に対する対策を講じているか。            有価証券市場における規制銘柄、ファイナンス銘柄等の取引の規制に対する対策を講じているか。            電子証券取引を通じた不公正取引の防止のための取引審査が適正に行われる体制が整備されているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
	4．顧客に提供する情報の管理	<p>提供される情報の内容が適正であるかどうかについて、社内(売買監査部等)の審査体制が構築されているか。例えば、ホームページや電子メールにより提供する各種情報、勧誘資料が広告責任者等の審査を経たものであるか。</p> <p>広告責任者等は、これらの情報や資料が、法令等に照らし問題がないかといった検討を行っているか。</p> <p>システム上の不備等に起因する誤った情報が継続して提供されているようなことがないか。また、こうした問題を防止するための定期的なチェック(テスト等)が行われているか。</p> <p>過去に提供した情報が、後日検証できるような形で保存されているか。保存がなされていないものについて、後日、検証が必要となることや紛争が起こること等の不都合が生じるおそれはないか。例えば、ホームページや電子メールにより送信した内容について、適切に保存されているか。</p> <p>取引報告書は、適正なものが作成・交付されているか。</p>	
	5．システム障害等に対する対応	<p>システム障害等に対するバックアップ体制及び対策が整備されているか。</p> <p>システム障害等の発生を監視する体制が整備されているか。</p> <p>システム障害等のトラブルに起因する訂正処理や証券事故の報告等は適正に行われているか。</p> <p>システム障害等に関する顧客からの苦情等については、迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>システム障害等が生じた場合、電子証券取引の有する特性等を十分配慮した対応をとっているか。</p>	
	6．電子証券取引における法令等遵守の状況	<p>電子証券取引においても遵守すべき法令等は、通常の対面取引と基本的に変わるところがないが、通常の対面取引と同様に法令等遵守がなされているか。</p>	